

静岡県選挙管理委員告示第58号

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙（静岡県第1区の選挙区においてのみ行われるものを除く。）並びに当該選挙と同日に行われる衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員及び地方公共団体の長の選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により次のとおり開票区を設けたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

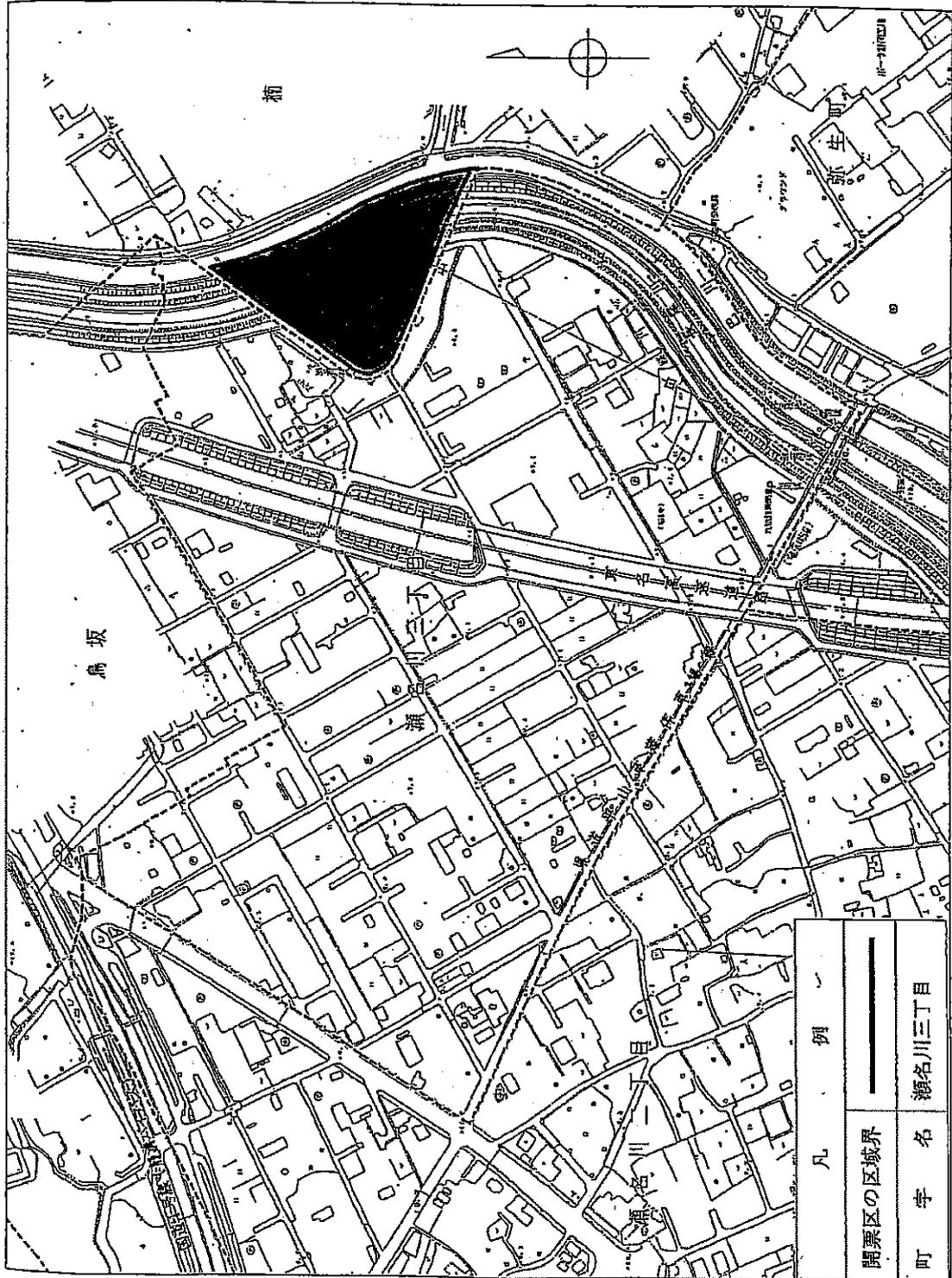
なお、平成17年選挙管理委員会告示第85条は廃止する。

平成29年9月30日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

市区町村名	開票区名	区 域
静岡市葵区	静岡市葵開票区	静岡市葵区のうち静岡市葵区瀬名川三丁目の別図に示す区域を除く区域
静岡市葵区 静岡市清水区	静岡市清水開票区	静岡市葵区瀬名川三丁目の別図に示す区域及び静岡市清水区の全ての投票区の区域

別 図



凡 例	
開票区の区域界	——
町 瀬名川三丁目	

